岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 岩手県条例第56号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前

## 別表第2 (第13条関係)

「略〕

### 備考1~3 「略]

4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、桟橋、船揚場 又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月 以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に 100分の105を乗じて得た額とする。

5 [略]

別表第5 (第14条関係)

「略〕

# 備考1~3 「略]

4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占用料の額は、この表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする

5 「略]

別表第6 (第18条の5関係)

単位	利用料金の上限額
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,300円</u>

別表第2 (第13条関係)

「略]

#### 備考1~3 「略]

4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、桟橋、船揚場 又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月 以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に 100分の108を乗じて得た額とする。

改正後

5 「略]

別表第5 (第14条関係)

「略]

# 備考1~3 「略〕

4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする

5 「略]

別表第6 (第18条の5関係)

単位	利用料金の上限額
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,340円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

# 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。